

電子請求受付システムに関するFAQ

No	カテゴリ	質 問	回 答
1	簡易入力システム 機能仕様・操作方法	簡易入力システム「契約内容情報入力」画面にて、2件の明細を登録したのですが「帳票印刷」画面で印刷した場合に、1件の明細しか出力されていません。何か入力間違いがあるのでしょうか？	<p>契約内容報告書は、簡易入力システムの契約情報保守画面で入力した内容がすべて印刷されるわけではありません。 契約内容情報保守画面で入力したサービスのうち、以下のサービスが印刷されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○必ず印字されるサービス 居室介護、重度訪問、行動援護、短期入所 ○支給決定情報の決定支給量と契約内容情報の契約量が異なる場合に印字されるサービス 生活介護、児童デイ、自立訓練(機能/生活)、就労移行支援、就労継続支援、旧法(通所) <p>上記以外のサービスは、契約内容情報を登録しても印字されません。</p> <p>また契約内容報告書は、請求明細書を入力した受給者しか作成されません。 契約内容報告書に印字された内容が、請求情報として国保連合会に送信される内容となります。</p> <p>なお、送信情報も上記仕様に基づいて作成されているため、請求情報送信時に到達確認画面に表示される件数も同様になっております。</p>
2	簡易入力システム 機能仕様・操作方法	請求情報の送信を行ったのですが、到達確認画面において書類名は表示されるのですが、件数が表示されません。件数を表示する方法を教えてください。	<p>到達確認画面に件数が表示される機能は、2007/11/20にリリースしました簡易入力システム Ver1.0.4で追加しております。そのため、Ver1.0.4をインストールしたパソコンで請求情報を作成し送信する必要があります。</p> <p>なお、簡易入力システム Ver1.0.4のインストールには Ver1.0.3がインストールされていることが前提となります。 Ver1.0.3がインストールされていない場合は、先に Ver1.0.3をインストールしてから Ver1.0.4をインストールしてください。(新規に簡易入力システムをインストールする場合は、Ver1.0をインストール後、Ver1.0.3を適用してから、Ver1.0.4を適用してください。)</p>
3	電子請求 受付システム	証明書	<p>事業所が、有効期間内の発行済み証明書をダウンロードできる状態で、さらに証明書の再発行をしました。手数料はかかるのでしょうか？</p> <p>ご質問の場合、有効期間が異なる証明書を新たに発行することになりますので、証明書の手数料もかかることとなります。 証明書を紛失してしまった等であれば、再発行は行わず、発行済み証明書のダウンロードを行ってください。</p>
4	電子請求 受付システム	代理請求	<p>請求情報を送信したところ到達確認画面にて「到達エラー：請求情報に入力されている事業所と請求年月で、既に別のユーザIDから請求を受けています。」というメッセージが表示され、請求情報が受付されません。</p> <p>状況として、今月、該当の事業所は紙請求を行っており、連合会にてデータ入力後、電子請求受付システムに送信しております。さらに事業所が自ら簡易入力システムで追加分を送信しようとしたところ、上記のような結果になりました。</p> <p>電子請求受付システムの照会一覧で、請求情報の送信元が「本人」・「代理」・「職員」と分かれています。上記のように「本人」と「職員」等、複数から請求情報を送信することはできないのでしょうか？</p> <p>ご質問の通り、同一の請求年月には「本人」「代理人」「職員」の何れかからしか請求はできません。</p> <p>同一月に複数請求があった場合、どこへ通知文書を送信すればよいのか判断できなくなるため、同一月には一ユーザからの請求しか受付られません。代理請求のための必要なチェックとなっております。</p>

電子請求受付システムに関するFAQ

No	カテゴリ	質 問	回 答
5	電子請求 受付システム 機能仕様・操作方法	<p>返戻や決定額通知書等の通知文書のPDFファイルは、過去何ヶ月分まで取得可能でしょうか。</p>	<p>基本的には通知文書を全て取得してから3か月間取得可能です。 例えば、現在が2月で考えると、取得可能な通知文書は、昨年12月発行分、1月発行分、2月発行分になります。</p> <p>厳密に言うと、請求情報の取扱状況が「完了」となってから3ヵ月後に、電子請求受付システムより削除され取得できなくなります。 ただし、「完了」となるタイミングは事業所により異なりますので、3ヶ月以上取得可能な場合もあります。</p> <p>なお、本番請求分については、平成20年3月11日より削除処理を実施する予定です。</p>